



春は入学・就職や転勤による住民異動が多くなる季節です。今月は、住所を変更したときなどの手続きについてご案内いたします。

### 住所が変わったら 住民異動届を

転入や転出により住所が変わる場合には、税務町民課で住民異動の手続きが必要になります(表1)。  
なお、届出の際には本人確認を行ってまいります。運転免許証、住民基本台帳カードなど顔写真付の身分証明書をご持参ください。

### 就職・退職したら 国保の手続きを

職場の健康保険を加入、脱退した場合には、それぞれ届出が必要になります(表2)。  
また、届出は異動者本人もしくは同一世帯の人が行ってください。その他の方が代理人として届け出る場合は委任状が必要となります。

### 子どもの手当の手続きを お忘れなく

子ども手当を受給している方が、他の市町村に住所を移すと本町での受給資格はなくなります。  
受給者の方は、転出した日から15日以内に新しい市町村で手続きをしてください。

### 児童扶養手当等の 受給者の方も手続きが 必要です

児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出をしたときには、変更後14日以内に、受給者証を持って健康福祉課で手続きをしてください。  
また、転出される方で、引

### 上下水道の届出も お忘れなく

引き続き他の市町村で受給される方は、税務町民課で発行する所得証明書を持って新しい市町村で手続きをしてください。  
引越して、水道を止めた、新たに使いたい等の場合は、3日前までに上下水道課に連絡ください。  
また、家を新築するために水道の使用を一時中止する場合や、旅行などで長期間留守にするために水道をご使用にならない場合もご連絡をお願いします。

### 問い合わせ窓口

住民異動・印鑑登録のこと  
国民健康保険・年金のこと  
(税務町民課) 62-2112  
子ども手当のこと  
(健康福祉課) 62-2115  
上下水道のこと  
(上下水道課) 62-2119  
窓口受付時間 平日  
午前8時30分～午後5時15分  
※なお、日曜窓口では異動や年金の手続きはできませんのでご了承ください。

### 窓口攻略のコツ

例年3月末から5月初旬までは窓口が混雑します。そこで少しでもスムーズに窓口の手続きができるコツをお知らせします。  
■混んでいる時を避ける  
●月曜日や連休明け ●10時～15時  
当然のことですが、皆さんの来やすい時間帯は混雑します。もし、都合が合えば、これらの時間帯や曜日は避けた方がスムーズです。  
■手続きについて事前に確認  
●必要な書類 ●手続きできる人 ●届け出の期間など  
手続きに必要な書類などは、個人ごとに異なります。事前にお電話等で確認していただくと、窓口でスムーズに手続きできます。

表1 住民異動届一覧

届出事項	転入届	転出届	転居届
どんなときに(届出事由)	町外から鏡石町に住所を移したとき	鏡石町から町外に住所を移すとき	鏡石町内で住所が変わったとき
いつ(届出期間)	住み始めた日から14日以内	新住所に移る前に	住み始めた日から14日以内
だれが(届出人)	本人、同じ世帯の方または代理人(※)		
届出に必要なもの(届出書類など)	①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書(写真付) ③印鑑	①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑	①国民健康保険証(加入者のみ) ②身分証明書(写真付) ③印鑑

※代理人の場合は委任状が必要です。

表2 国保の届出一覧

	こんなとき	持参するもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	物の市区町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	届の保険証、母子健康手帳、通知、印鑑
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
	他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
その他の異動	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、通知、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
	退職者世帯制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印鑑
	同じ市区町村で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印鑑
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、在学証明書、印鑑	
進学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印鑑	
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの、印鑑	

## 国民年金だより

年金保険料を納め忘れていませんか？

国民年金は、みなさんの保険料によって運営される助け合いの制度です。今月は、保険料に関する各種制度をご案内します。  
国民年金に加入している人のうち、第1号被保険者(農業、自営業、学生など)は、国民年金の保険料を自分で納める必要があります。

### どんな人が年金を納めるの？

国民年金に加入している人のうち、第1号被保険者(農業、自営業、学生など)は、国民年金の保険料を自分で納める必要があります。

### 保険料の免除制度って？

本人、世帯主、配偶者の所

### 付加保険料って？

第1号被保険者の方で将来の年金額を増やしたい方は、希望により月400円の付加保険料を納付することが出来ます。

### いいで手続きすればいいの？

◆国民年金の加入、保険料の免除、付加保険料の申出  
役場税務町民課  
◆口座振替の申出  
現在ご利用の金融機関

### 問い合わせ先

日本年金機構 郡山年金事務所  
024-932-3434  
鏡石町役場税務町民課  
62-2112

